

(参考様式 1-2)

事前点検シート

ふりがな	いかわまち	ふりがな	いかわまちかつせいかいけいかく
計画主体名	井川町	活性化計画名	井川町活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和8年度～令和11年度 令和8年度	総事業費（交付金）	170,247千円（77,200千円）
活性化計画目標	交流人口の増加（入込客数の増加） 地域産物の販売額の増加 イベントの開催回数	事業活用活性化計画目標	① 交流人口の増加人数 62,000人 ② 地域産物の販売額の増加 121,024千円 ③ イベントの開催回数 10回

計画主体 確認の日付	令和7年12月10日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	------------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	✓	✓	井川町活性化計画では、地域連携販売力強化施設を整備し、地域観光参考の発展にも取組ながら、交流人口を62,000人増加させることを目標としている。 「農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）。以下、法という。」第1条では、農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより農山漁村の活性化を図ることを目的とするとしている。 また、「定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性

				化に関する基本的な方針の公表について（令和4年9月30日）。以下、基本方針という。」第一の2では、都市住民等の地域内外の幅広い者の地域間交流を促進することにより、農山漁村の関係人口の創出・拡大を図ることを目指すとされている。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	✓	✓	活性化計画の目標は「交流人口の増加62,000人」、「地域産物の販売額増加121,024千円」、「イベントの開催数10回」であり、交流促進対策事業から設定。交付対象事業については、地域産物の販売強化と合わせて交流人口増加を図るため、現在の直売所の機能を拡充するものであり、整合が取れている。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	✓	✓	活性化計画の目標： 事業を実施することにより活性化を図り「交流人口の増加」と「地域産物の販売額増加」を図る。また、この2つを実現するため「イベントを開催」する。 事業活用活性化計画の目標： 農産物直売所の売り場面積を拡大し、「農林水産物等の販売・加工促進」し、イベント等を開催することで、交流人口の増加と地域産物の販売額を増加を図る。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	✓	✓	現在、当地域での活性化計画はない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	✓	✓	第5次井川町総合振興計画 III基本計画第三章「大地の恵みと人の知恵を活かし、多くの人々が集うまちづくり」施策①農林業の振興では「農業の担い手確保」、施策③観光の振興では「特産品の開発販売」、「観光PR活動の実施」を挙げており、これらを踏まえた上で、活性化計画及び事業活用活性化計画の目標を設定した。

1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かれる資料が添付されているか。	✓	✓	<p>地域の農業者から構成される直売所出荷組合役員会で地域連携販売力施設の整備についての検討会を開催しているほか、JAの理事会でも意見を聴取することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷組合役員会等 R7.11.10 (約10名出席) ・ R7.12.10 (約10名出席) ・ R7.12.18 (約10名出席) ・ JA理事会 R7.12.25 ・ JA臨時総代会 R8.2.中旬
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	✓	✓	活性化事業計画の作成にあたっては、主として地域の農業者から構成される直売所出荷組合の役員会で検討を進めているが、同役員会は半数の5名が女性であり、女性の意見を聞く機会が設けられている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	✓	✓	<p>事業の実施にあたっては、地域農業の核として直売所を運営し、販売額を伸ばしてきたJAの既存組織をベースに、関係機関との連携体制を確立済み。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意思決定と実行体制：営農指導部門が中心となり、直売所で販売する地場産物の栽培から販売までを実施。 ・ 地域との連携：町と定期的な協議の場を設け、観光施策と直売施設活性化の相乗効果を図る。 ・ 持続的な運営：実施主体の正規職員に加え、地域住民の雇用も継続・拡大し、地域に根ざした運営体制を堅持。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	✓	✓	活性化計画の目標は「交流人口の増加」、「地域産物の販売額の増加」、「イベントの開催」であり、事業内容はこれらの目標を達成するために農林水産物直売所を多機能化するものであり、

				整合性が確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	—	—	—
1-7	計画期間・実施期間は適切か。	✓	✓	<p>農山漁村地区活性化計画では計画期間を令和8年度から令和10年度までの3年間、事業実施期間を令和8年度の1年間としている。</p> <p>「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づく活性化計画制度の運用に関するガイドライン。以下、ガイドラインという。」第四の2の（4）において、活性化計画の計画期間は原則として3年から5年程度とすることが望ましいとされている。</p> <p>また、「農山漁村振興交付金（農山漁村活性化計画対策）実施要領別記3」第1の3において事業実施期間は活性化計画の計画期間内であって、かつ原則として3年以内とするとしている。</p>
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	✓	✓	建築基準法による建築確認申請許可（消防審査を含む）については、実施設計時に確認申請手続きを行う。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	✓	✓	<p>総事業費：170,247,000円 交付対象事業費：169,840,000円 交付要望額：77,200,000円 交付限度額：交付対象事業費 169,840,000円 × 交付額算定交付率 0.5 - 仕入れに係る消費税控除額 = 77,200,000円</p>
1-10	活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	✓	✓	<p>本事業の目的は、農産物直売所の拡充を通じた交流人口の拡大、地域産物の販売・加工促進である。この効果を最大化するためには、特定の集落限定ではなく、町全体を巡る周遊観光ルートとの連携が不可欠であるため、町全体を区域として設定。</p> <p>また、地域の総合振興計画においても、町全体を一つの生活圏・経済圏として捉えている。</p>

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	✓	✓	新規に取り組む事業であり、実施中や既に完了した事業を切り替えるものではない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなってい るか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。	✓	✓	本施設の整備にあたっては、建築基準法および関係法令を遵守し、一級建築士による構造計算に基づき、十分な耐震性能と安全性を確保した設計を行う。 検査体制については、設計・監理を専門の建築士事務所等へ委託し、施工業者から独立した立場で工事監理を行う体制を確立し、施工の各段階において、主要構造部や隠ぺい部の現場確認・写真記録を徹底し、しゅん功時には町および公的機関による検査（建築確認の完了検査等）を経て、安全性が証明された状態で供用を開始する予定である。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる②の都市農山漁村総合交流促進施設、⑤の地域資源活用交流促進施設、⑥の地域連携販売力強化施設、⑦の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、⑩の教養文化・知識習得施設、⑪の地域資源活用起業支援施設及び⑫の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	✓	✓	実施要領別記3別表2の事業メニュー⑥の地域連携販売力強化施設であり、本建築物は「木造建築物」である。また、内装の木質化にも積極的に取り組んでいる。
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及	✓	✓	本建築物は、建築基準法施行令第3章3節に規定される「木造建築物」で、基本的にはいわゆる在来軸組工法と呼ばれる工法

	び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。			を用いる。令第 3 章第 3 節には、材料、土台、柱、横架材、筋交い、接合部、耐久性等の工法仕様に関する規定があり、適合する構造計画とする。
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記 3 に定める基準を満たしているか。	—	—	古材は使わない計画です。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか。	✓	✓	<p>交付対象とする施設等の耐用年数は別表第 1 機械及び装置以外の有形原価償却資産の耐用年数表から、</p> <p>①建物 22 年 (木造又は合成樹脂のもの→店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの)</p> <p>②建物付属設備 15 年 (電気設備（照明設備を含む。）→その他のもの)</p> <p>③建物付属設備 15 年 (給排水又は衛生設備及びガス設備、浄化槽もここに該当)</p> <p>④建物付属設備 15 年 (冷房、暖房、通風又はボイラー→冷暖房設備（冷凍機の出力が 22 キロワット以上のもの）</p> <p>【別添資料：減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表】</p>
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか。			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業）費用対効果算定要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3018 号）により適切に行われているか）（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）	✓	✓	<p>農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業）費用対効果算定要領に基づき、年効果額を第 4 の 5 地域間交流効果の（1）の農林水産物販売効果および 6 地域活性化効果の（5）就業機会増加効果により算定。</p> <p><u>年効果額は 16,712 千円、総合耐用年数は 17.3 年、還元率は 0.0813、妥当投資額は 205,607 千円、廃用損失額は 0 円、投資効率は 1.21 である。</u></p> <p>【別添資料：費用対効果算出】</p>
	上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	✓	✓	投資効率=1.21 である。
	実施要領別記 3 の別表 2 の事業メニュー欄に掲げる⑩自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適	—	—	

	切に設定されているか。			
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。	✓	✓	実施主体は農業協同組合であり、要領第1の2の規定を満たす適正な主体である。整備する施設は、地域農産物の販売力強化とブランド化、および年間を通じた地域雇用創出を目的とした地域連携販売力強化施設（別表2）であり、要領第5の2(24)の規定に基づき、6次産業化および女性参画を推進する運営体制を確立している。また、施設規模および事業費は要領に定める上限範囲内であり、適切な収支計画に基づき持続可能な運営を行う。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	✓	✓	農業協同組合が実施主体となって農産物直売所の多機能化を行う事業であり、これまでの実績からも、農林水産物直売所以外の目的で使用することはない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。	✓	✓	目標とする入込客数の設定に当たっては、既存施設への入込客数の推移をベースに、ポイントカードの発行数から推測される都市部からの客数割合や、県の観光統計に基づく入込客の動態なども加味しながら推計を行っている。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	✓	✓	（近隣市町村に本施設と同規模の類似施設はない）
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	✓	✓	P O Sデータ等により、時期・季節毎の客数等を把握しており、特に、客足が鈍る傾向にある冬季については、「寒締め野菜の収穫体験」など、季節感あふれる集客イベントを新たに開催することにしており、さらなる集客の強化に取り組んでいく。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。	✓	✓	本施設は、年間を通じて多くの観光客が訪れる町の観光スポット「日本国花苑」の近隣に位置しており、日本国花苑の入込客をターゲットとした観光情報の発信機能や特産品販売を強化

				することで、入込客の効果的な増加に繋げる。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。	✓	✓	<p>地場産の商品を豊富に取り揃えておくことがブランド化計画の要であり、そのため、連携する農業法人に園芸品目の増産を働きかけるほか、新設を予定している「PRコーナー」で管内の園芸品目の生育状況等をリアルタイムで紹介するなど、情報発信にも務めることとしている。</p> <p>また、年10回の開催を予定しているイベントに加えて、週末には新聞で折り込みチラシを配布（対象地域：秋田市、井川町、五城目町、八郎潟町）し、PRも強化していく。</p> <p>【別添資料：第3評価指標関係 イベント企画の考え方】</p>
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。	✓	✓	<ol style="list-style-type: none"> 意思決定への参画：直売所の運営を担う役員等の構成において、女性が多数を占めており、経営方針や商品開発において女性の意見が直接反映される体制を確立している。 商品開発・6次産業化の推進：女性農業者グループによる加工品の販売や、地元食材を活かしたレシピ提案、贈答用パッケージのデザインなど、女性の感性を活かした「売れる仕組みづくり」を強化。 就業環境の整備：施設内には女性が働きやすい、買い物しやすい動線を確保し、育児や家事と両立しやすい柔軟な勤務形態とするなど、地域女性の継続的な雇用創出と所得向上に寄与している。
2-10	事業費積算等は適正か。 過大な積算としていないか。	✓	✓	既に概算設計が完了しており、施設規模・構造等から概算費用を算出しているため、妥当な積算である。 【別添資料：概算設計書】
	建設・整備コストの低減に努めているか。	✓	✓	

	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としているか。）。	✓	✓	必要性の低い付帯設備などは交付対象としていない
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としているか。）。	—	—	備品の購入は計画していない
	既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費を計上していないか。	—	—	既存施設での取り壊し及び撤去は計画していない
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	✓	✓	整備予定地は、県都秋田市と当県屈指の観光地である男鹿半島を結ぶ幹線道路の中央部に位置し、近隣に同規模の類似施設もなく、集客に優れた立地性を有している。 また、既存施設があることから認知度も高く、設置場所として適当である。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。	✓	✓	既にJAが用地を確保済みである。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記3に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	—	—	
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。 実施要領別記3の別表2の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑭農林水産物処理加工施設及び⑮農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1のIIのII-1の第2の4の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。	—	—	

	<p>整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m²以内か（既存施設は除く）。</p> <p>施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m²当たり 29 万円以内であるか（既存施設については、1,500 m²以内の交付算定額となっているか）。</p>	✓	✓	<p>改修施設の改修が 464.56 m²、増築面積が 331.24 m²で、合計 795.8 m²で 1,500 m²以内である。</p> <p>29 万円以内となっている。</p> <p>1,500 m²以内となっている。（464.56 m²）</p>
2-15	<p>地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。</p> <p>地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。</p> <p>生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。</p> <p>1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。</p> <p>6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。</p>			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。	✓	✓	地元行政（井川町）の支援のもと、地域有数の観光スポットである「日本国花苑」の入込客をターゲットとした観光情報の発信や特産品販売を強化するほか、地域の農業法人に対して、直売所で販売する園芸品目の増産を働きかけるなど、地元の関係機関・団体との連携を強化する。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	✓	✓	園芸作物をはじめとする地場産農産物の販売拡大が図られるほか、秋田市など都市圏の消費者にも直接的に販売することで知名度アップにも繋がるなど、生産者の販売力強化等に必要な施設である。
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	✓	✓	1年を通じての運営を計画している。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	✓	✓	これまで店舗面積から制限されていた、地場産品を活用した新商品の展示・試食コーナーを設けるなどして、生産者の加工等に対する取り組みを誘導するとともに、地域女性グループ等による加工品の販売スペースを優先的に確保する。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	✓	✓	自己資金（農林中金の預金）での対応を予定している。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	✓	✓	一般競争入札による工事契約を予定している。

2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか。）。	✓	✓	J A事業の剩余金や積立金等を財源に、施設の適切な維持管理を行う計画としている。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。	✓	✓	J A全体の経営計画の中で、直売所事業としての収支計画を策定している。また、外部専門家等による経営診断を受診し、その結果に基づき健全な運営体制を確立している。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	—	—	他の事業との合体施工はない。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）。	—	—	他の事業への重複申請はない。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	—	—	生産振興が主目的の施設整備ではない。
2-22	他の施策（強い農業づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	✓	✓	生産振興が主目的の事業ではなく、他の施策において交付対象となる施設ではない。
2-23	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記3の別紙2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）。	✓	✓	9 女性の能力の積極的な活用 地域の生産者で組織する出荷組合については、役員の過半数が女性であり、女性農業者グループによる新商品開発等を中核に据えた運営を行う。

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。